



平成30年1月14日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2207)

### (経過報告) Jトラスト株式会社の適時開示に係る 当社の見解に関するお知らせ

これまでご報告させていただいている通り、Jトラスト株式会社(東京証券取引所 市場2部上場)(以下、「Jトラスト」といいます。)の子会社であるJ TRUST ASIA PTE LTD.(以下、「JTA」といいます。)は、当社子会社のGroup Lease PCL(以下、「GL」といいます。)に対し、1億8千万米ドル相当の転換社債発行の投資契約の解除及び全額返済の意向の申し入れを行ってまいりました。GLといたしましては、JTAからの当該投資契約の解除要件、及び転換社債の早期償還請求要件は整っていないものの、円満解決に向け誠実に対応を進めるべく連絡を行って参りました。

しかしながら、先日(平成30年1月12日)付で、Jトラストから「(開示事項の経過)当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識と今後の予想される方向性について」(以下、「当該適時開示」といいます。)との公表が行われましたので、当社の見解を以下の通りご報告をさせていただきます。

#### 記

##### 1. Jトラストの適時開示に関する当社の事実認識について

(1) 当該適時開示には、タイにおいて、JTAは「GL、GLの関連取締役、及び此下益司氏に対して補償請求のための訴訟の提起を行い、並びに、GLに対する会社更生の申立てを行っております。」との記載がありますが、GLでは訴状を受け取っておらず、及び、申立て内容を把握しておりませんので詳細に関しては不明です。ただし、タイ王国でGLが会社更生法を適用される要件は一切満たされていないと考えております。

(2) 当該適時開示には「シンガポールにおいて、Jトラストアジアは、GLの子会社でありシンガポールに所在するGroup Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、並びに、Cougar Pacific Pte Ltd(シンガポール所在)、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited(4社ともキプロス所在)に対して訴訟手続きを開始しております。」との記載がありますが、当該事実は確認できたものの、GLの子会社等において当該請求を受ける理由は全くありませんので、当社グループと致しましては全面的に争う所存です。

(3) 当該適時開示には、シンガポールにおいて、JTAは「Group Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、及び Cougar Pacific Pte Ltd に対する資産凍結命令を取得しております。」との記載がありますが、当該事実を確認しましたところ、当該適時開示の「資産凍結命令」と表記された処置はシンガポールにおける[Mareva Injunction]とされる処置であり、当社といたしましては「資産保全の仮処分命令」と解釈するのが正確であると考えますので、その内容が正確に伝わるようご説明させていただきます。

当該適時開示内の「資産凍結命令」とは、日本で行われる仮差押え等とは異なり、通常の業務運営上の費用支出や、資産売却、投融資等は認められております。現状の当社子会社の業務には、何ら影響をあたえるものではございません。全ての資産について一切使用することができなくなる、ないし、資産の全部または一部を J トラストが取得ないし占有する権利を得た、などの事実誤解を誘導する表記であると考えられますが、現実にはそのようなものではなく、具体的には、違法な資産隠匿が禁止され、資金移動等を行った後に裁判所に報告義務等が課されるものです。

今後なんらかの本訴が行われることとなりますが、GLH は J トラストとの間に債権債務関係はなく、濫訴の一種と考えますので適切に対応してまいります。

(4) 当該適時開示には「英領バーズ諸島において、J トラストアジアは、A.P.F. Group Co., Ltd.[1]、及び此下益司氏に対する資産凍結命令を取得しております。」との記載がありますが、当社の親会社である A.P.F. Group Co., Ltd.及び此下益司氏からは、「英領バーズ諸島の弁護士より請求内容には全く理由がないとの意見を受けており、全面的に争う。」との見解をいただいております。当社グループといたしましても、本件はタイ証券取引所の処分に関係しない A.P.F. Group Co., Ltd.を被告とする理由が全く不明で、不当な訴訟であると考えております。

## 2. 当社グループの見解と今後の対応について

当社グループは、当該適時開示を確認して以下のように考えております。

当該適時開示の記載内容につきましては、J トラスト等が当社の反論を待たずに行うことができるものを行ったという以上の内容はありません。その記載内容を詳細に確認しても「申し立てを行った」、「仮処分を得た」という内容に過ぎません。これらは最終的に本訴にて当社の反論を受けながら、J トラストが自らの主張を証明しなければ終結しないものであり、最終的な結論に到達したものではありません。また、当社の現在の業務に差し障りが出るものではありません。

現状、J トラスト等の主張を把握することができないことから、現時点では一つ一つの争点について当社の見解を述べることはできません。いずれにせよ、今後本訴の中で争われる内容であり、その際には、当社に十分な反論をする機会が与えられます。ひとつひとつの案件について、当社グループの正当性を説明することになります。個々の訴訟に勝利することにより、当社グループのステークホルダーの皆様の疑念や不安を公に払拭できる絶好の機会となると考えております。当社グループといたしましては、当社グループの資産内容及び、ビジネススキームの強さ、並びに、その適法性には確信を持っており、これらの強い確信を基に反駁して参ります。

GL等に訴状等が送達され、訴訟内容が判明いたしましたら適時開示規則に従い速やかに公表をさせていただきます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと深くお詫び申し上げます。今後さらに慎重に行動し、株主価値の向上に全力を尽くしてまいります。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以 上